

第12章

行政改革・政策評価等の推進

第12章 総論

行政改革は、2度にわたる臨時行政調査会(第一次：昭和36～39年、第二次：昭和56～59年)、3次にわたる「臨時行政改革推進会議」(昭和58～平成5年)、さらに、中央省庁再編等に着手した「行政改革会議」等を通じて、我が国の行政の在り方を見直す観点から政策課題となってきました。

そうした中で、平成21年9月には、国民的な観点から、国の予算・制度その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国・地方公共団体・民間の役割の在り方を見直しを行うため、内閣府に「行政刷新会議」を設置しています。また、行政改革を政府一体となって実行するため、平成24年1月には、全閣僚を構成員とする「行政改革実行本部」が設置されており、これらを通じて、各種の改革を進めています。

文部科学省では、これまでも自らの業務・予算の一層の効率化や効果的な運用に取り組んでおり、政府全体の行政改革の議論に当たっては、そうした見直しが反映されています。

また、こうした見直しに当たっては、既存の政策の効果やその後の社会経済情勢の変化に対応しながら、自らの政策を積極的に見直す視点が求められます。

文部科学省では、平成13年に導入された政策評価制度と独立行政法人評価制度を通じて、個々の政策や独立行政法人の業務の必要性、有効性、効率性等を厳正かつ客観的に検証し、その結果を踏まえた見直しを不断に行ってきました。そうすることにより、行政における企画・立案(Plan)、実施(Do)という従来の流れに加え、業績の測定・評価(Check)、その結果の次の企画・立案への反映(Action)という過程を盛り込んだ循環型の行政管理(マネジメント・サイクル)を確立することを目指しています。

こうした効率的で質の高い行政運営の実現に加えて、評価の取組やその結果の公表を徹底することにより、国民への説明責任を果たしています。

なお、文部科学省の所管する教育・文化・スポーツ・科学技術の各分野は、財政状況に対応して伸縮し難い面を持つとともに、その成果の評価は中長期的な観点からなされる必要があることを踏まえて、きめ細かい配慮をしつつ、政府全体の方針を踏まえた対応が求められます。

この章では、行政運営の改善・見直しを推進する行政改革、政策評価及び独立行政法人評価について、文部科学省が講じた取組をご紹介します。

1 独立行政法人の見直し

独立行政法人は、国による一定のガバナンスを保持しつつ、自律性をもって、公共性の高い事業を効率的に実施することを目的とする法人です。

独立行政法人制度が発足して約10年が経過した中で、平成22年12月には、すべての独立行政法人について、その事務・事業の見直しについて閣議決定しています。さらに、平成24年1月には、独立行政法人の制度的改善と個別の独立行政法人の統廃合を含む組織の見直しを閣議決定しています。

このうち文部科学省所管では、国家戦略に基づき最先端の研究開発を実施する法人、博物館や美術館、劇場の運営を行う法人、大学入試センター試験や奨学金事業を行う法人など、23の独立行政法人があります。これまで、不必要な事業の廃止、不要な資産の国庫返納など、行政サービスの水準の一層の向上のため、独立行政法人の業務運営を絶えず見直してきたところです。

今後、各法人が行う事業の特性に基づき、より一層行政サービスの水準を向上できるように、研究開発型、文化振興型、大学連携型など各類型に即したガバナンスを構築する方向で、現在の独立行政法人制度を見直すこととしています。

2 新しい公益法人制度への対応

公益法人は、宗教・慈善・学術・技芸等の公益を目的とする事業を行う法人の類型であり、その仕組みは明治以来100年以上にわたりますが、民間による非営利活動と公益増進を活発にすることを目的として、平成20年に「新公益法人制度」が発足しています。

新制度では、主務官庁による設立許可制度が廃止され、一定の要件を満たせば登記だけで「一般社団・財団法人」を設立することが可能です。さらに、一般社団・財団法人のうち、公益目的事業を行うことを主目的とする法人は、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）の認定を受けて「公益社団・財団法人」となり、税制上の優遇措置を受けることができます。なお、従来の公益法人は、平成25年11月までに「一般社団・財団法人」又は「公益社団・財団法人」への移行申請をしなければ解散することとなります。

文部科学省所管の公益法人については、平成20年12月1日現在で所管していた1,937法人（財団法人1,319、社団法人618）のうち、24年4月1日時点で、716法人が「公益社団・財団法人」に、285法人が「一般社団・財団法人」に移行しています（解散した法人数93）。

3 地域主権改革

地域主権改革とは、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革です。

政府は、22年6月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、「義務付け・枠付けの見直し」、「基礎自治体への権限移譲」、「ひも付き補助金の一括交付金化」などの方針を定めています。このうち前者2つについては、平成23年と24年の間に、計3次にわたる地域主権一括法を提出しています。また、一括交付金化については、平成23年度は、国から地方への補助金の一部を見直し、内閣府において「地域自主戦略交付金」として計上しています（平成23年度予算：5,120億円、平成24年度予算案：8,329億円）。

こうした中で、文部科学省関係では、地域主権一括法において、第2次(平成23年8月)で、公立高等学校の収容定員基準の廃止、公民館運営審議会委員に係る委嘱基準の条例委任などの法改正を行っています。第3次(平成24年の通常国会に法案提出)には、私立学校審議会の委員の定数の廃止、社会教育委員に係る委嘱基準の条例委任などが盛り込まれています。また、一括交付金については、都道府県の産業教育施設に係る経費等を対象事業としています。

4 構造改革特区

構造改革特区とは、各地域の特性に応じて規制の特例措置を定めた区域を設定し、様々な分野における構造改革を推進することにより、地域の活性化を図り、国民経済を発展させることを目的とした制度です。

文部科学省関係では、特例措置として実施された事業のうち、教育課程特例校制度などこれまで22件を全国展開等の措置を行っています(平成23年3月現在)。また、平成23年度には、インターネットのみを用いて授業を行う大学の施設要件の弾力化について、教員と学生の対面性を補完する方策等を専門的に検討した上で平成25年度中を目途に全国展開することを決定しています。

第2節 政策評価の実施

平成14年4月から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が施行され、各府省において、政策評価の適切な実施に取り組んでいます。

1 政策評価の適切な実施

文部科学省では、政策評価に関する中長期的な方針である「文部科学省政策評価基本計画」を策定しており、現在はその第3期目(20~24年度)に当たります。また、年度ごとの実施方針となる「文部科学省政策評価実施計画」も策定しています。文部科学省の政策評価は、これらの基本計画と実施計画に従って実施されています。24年3月には、24年度に実施する政策評価に向けて、「文部科学省政策評価基本計画」の改定及び「24年度文部科学省政策評価実施計画」の策定を行いました。

文部科学省では、使命と実施する政策の目標として、「文部科学省の使命と政策目標」を定め、政策の体系を明らかにしています(図表2-12-1)。

また、政策評価制度は、政策を実施する者が自ら評価を行うこととされています(自己評価)、政策評価により客観的な観点を加えるため、学識経験者などを構成員とする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、指標の立て方などについて、助言を得ています。

23年度に実施した政策評価の具体的な内容は以下のとおりです(個別の評価結果については、文部科学省のホームページにおいて公表されています(参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/1291037.htm))。

(1) 実績評価の実施

平成23年度においては、22年度に実施した施策の実績について評価を行い、その結果を「文部科学省実績評価書(平成22年度実績)」(23年9月)として公表しました。実績評価の実施に当たっては、「文部科学省の使命と政策目標」に掲げる13の政策目標と46の施策目標のそれぞれについて必要性・有効性・効率性などの観点で評価を実施しています。

実績評価の実施に当たっては、評価結果を政策手段の検討に活用できるよう、現状の課題をより浮き彫りにする評価に重点を置き、施策ごとの具体的な達成目標や指標について検討・改善を進めまし

た。また、総務省の主導のもと、「目標管理型の政策評価」の試行的実施を各府省と共同して行い、あらかじめ定めた目標の達成度合い等について、より分かりやすい形での評価結果の公表に取り組みました。

(2) 事業評価の実施

平成 23 年度においては、以下の 2 つの事項に分けて、政策の実施前に行う事業評価を実施し、その結果を「文部科学省事業評価書(平成 24 年度新規・拡充事業等)」(23 年 9 月)として公表しました。

① 予算要求を行う事項

平成 24 年度概算要求において、10 億円以上の新規事業、10 億円以上の新規性を含む統合・拡充事業、又は社会的影響が大きいと想定される事業の計 17 事業を対象に、事業の必要性・有効性・効率性などについて事前評価を実施しました。

② 税制改正要望を行う事項

平成 24 年度税制改正要望を行うもののうち、法人税・法人事業税・法人住民税に関する租税特別措置・税負担軽減措置の要望を行うもの 3 件を対象に、税制改正を行う必要性・有効性・相当性などについて事前評価を実施しました。

(3) 規制に関する事前評価

規制を伴う政策の立案過程における客観性や透明性を図る観点から、法律又は政令の制定、改廃によって、規制(国民の権利を制限し、又は義務を課する作用)を新設又は改廃する際は、規制の必要性、規制によって得られる便益、規制がもたらす費用、代替手段の有無などについて事前に検証・分析を行い、その結果を公表しています。

平成 23 年度においては、「子ども・子育て支援法案」等の成立によって新設される規制について事前評価を行い、「子どものための教育・保育給付を受ける際の支給認定手続及び事業者指定制度の創設に伴う所要の措置に係る規制の事前評価」及び「総合こども園(仮称)の創設に伴う所要の措置に係る規制の事前評価」(24 年 3 月)として公表しました。

2 評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、予算要求や法令による制度の新設・改廃などの政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、政策に適切に反映されることが大切です。文部科学省では、23 年度に行われた政策評価の結果が、どのように政策に反映されたかについて、「政策評価の結果の政策への反映状況(平成 23 年度)」として取りまとめ、24 年 3 月に公表しています。

図表 2-12-1 文部科学省の使命と政策目標

<p>文部科学省の使命</p> <p>教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」を実現する。</p>	
<p>政策目標1 生涯学習社会の実現</p> <p>国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現する。</p> <p>施策目標1-1 教育改革に関する基本的な政策の推進等 施策目標1-2 生涯を通じた学習機会の拡大 施策目標1-3 地域の教育力の向上 施策目標1-4 家庭の教育力の向上 施策目標1-5 ICTを活用した教育・学習の振興</p>	<p>政策目標8 原子力の安全の確保 →放射線対策の充実（※）</p> <p>原子力の研究開発利用活動による災害及び放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため安全規制を行う。また、国民の信頼を得るために安全規制活動の透明性を確保する。</p> <p>施策目標8-1 原子力安全対策、核物質の防護及び環境放射能の把握 →環境放射線測定（環境放射能の把握を含む）及び放射線障害防止の着実な実施（※）</p>
<p>政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</p> <p>子どもたちが確かな学力、豊かな心と健やかな体を育成することのできる社会を実現するとともに信頼される学校づくりを進める。</p> <p>施策目標2-1 確かな学力の育成 施策目標2-2 豊かな心の育成 施策目標2-3 青少年の健全育成 施策目標2-4 健やかな体の育成及び学校安全の推進 施策目標2-5 地域住民に開かれた信頼される学校づくり 施策目標2-6 魅力ある優れた教員の養成・確保 施策目標2-7 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進 施策目標2-8 教育機会の確保のための支援づくり 施策目標2-9 幼児教育の振興 施策目標2-10 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進</p>	<p>政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備</p> <p>学術研究の振興や優れた研究成果の創出・活用の促進を図るとともに、科学技術振興のための基盤を強化する。</p> <p>施策目標9-1 学術研究の振興 施策目標9-2 科学技術振興のための基盤の強化</p>
<p>政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上</p> <p>全国すべての地域において優れた教職員を必要数確保し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る。</p> <p>施策目標3-1 義務教育に必要な教職員の確保</p>	<p>政策目標10 科学技術の戦略的重点化</p> <p>国家的・社会的課題に対応する研究開発の重点化した推進と新興・融合領域への先見性、機動性をもった対応を実現する。</p> <p>施策目標10-1 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進及び倫理的課題等への取組 施策目標10-2 情報通信分野の研究開発の重点的推進 施策目標10-3 環境分野の研究開発の重点的推進 施策目標10-4 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進 施策目標10-5 原子力分野の研究・開発・利用の推進 施策目標10-6 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進 施策目標10-7 海洋分野の研究開発の推進 施策目標10-8 新興・融合領域の研究開発の推進 施策目標10-9 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進</p>
<p>政策目標4 個性が輝く高等教育の振興</p> <p>「知識基盤社会」において、我が国が活力ある発展を続けていくために、高等教育を時代の牽引役として社会の負担に十分応えるものへと変革する一方、社会の側がこれを積極的に支援するという双方向の関係を構築する。</p> <p>施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上 施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備</p>	<p>政策目標11 原子力事故による被害者の救済</p> <p>原子力事業者による原子力損害を賠償するための措置が適切に図られるとともに原子力損害賠償補償契約に基づく補償を速やかに実施することにより、被害者への迅速、公平かつ適正な救済を図る。</p> <p>施策目標11-1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保 施策目標11-2 原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施</p>
<p>政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進</p> <p>学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。</p> <p>施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進</p>	<p>政策目標12 スポーツの振興</p> <p>世界共通の人類の文化の一つであるスポーツの振興により、生涯スポーツ社会の実現に向けて地域におけるスポーツ環境を確保するとともに、わが国の国際競技力を向上させ、子どもから大人まで心身ともに健全な明るく豊かで活力のある社会を実現する。</p> <p>施策目標12-1 子どもの体力の向上 施策目標12-2 生涯スポーツ社会の実現 施策目標12-3 我が国の国際競技力の向上</p>
<p>政策目標6 私学の振興</p> <p>私立学校の振興に向け、教育研究条件を高めるとともに経営の健全性の維持向上を図る。</p> <p>施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p>	<p>政策目標13 文化による心豊かな社会の実現</p> <p>優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。</p> <p>施策目標13-1 芸術文化の振興 施策目標13-2 文化財の保存及び活用の充実 施策目標13-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進 施策目標13-4 文化芸術振興のための基盤の充実</p>
<p>政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進</p> <p>科学技術と社会との調和に配慮し、国民、地域、国際等の視点に立ち、科学技術・学術政策を総合的に推進する。</p> <p>施策目標7-1 科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成 施策目標7-2 イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興 施策目標7-3 科学技術システム改革の先導 施策目標7-4 科学技術の国際活動の戦略的推進</p>	<p>政策目標14 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進</p> <p>人づくりなどに資する国際交流・協力の推進を通じて豊かな国際社会の構築の一翼を担う。</p> <p>施策目標14-1 国際交流の推進 施策目標14-2 国際協力の推進</p>

（※）原子力規制庁設置に伴い変更予定 平成24年3月30日現在

1 独立行政法人の評価制度

文部科学省所管の独立行政法人は、教育、科学技術・学術、文化、スポーツといった幅広い分野において大きな役割を果たしており、文部科学省の政策目標を達成する上で極めて重要な役割を担っています。

独立行政法人制度では、主務大臣が独立行政法人に対して指示する中期目標に基づく中期的な目標管理と第三者による事後評価の仕組みを前提としており、第三者評価機関として独立行政法人評価委員会が各府省に設けられています。

独立行政法人評価委員会は、独立行政法人通則法(平成13年1月施行)などにに基づき、各事業年度及び中期目標期間に係る業務の実績に関する評価を実施するとともに、その結果、必要があると認められる場合は、当該独立行政法人に対する業務運営の改善その他の勧告を行います。

また、主務大臣による中期目標の設定、中期計画の認可、中期目標期間の終了時における独立行政法人の業務を継続させる必要性や、組織の在り方その他その組織・業務全般にわたる検討を行う場合などにおいては、あらかじめ、独立行政法人評価委員会の意見を聴くこととされています。

2 平成23年度に実施した文部科学省所管の独立行政法人等の評価

文部科学省独立行政法人評価委員会では、平成23年8月及び平成24年2月に、平成22年度の独立行政法人等の業務の実績に関する評価(対象法人25法人)、平成23年度の独立行政法人の業務の実績に関する評価(対象法人1法人)及び中期目標期間に係る業務の実績に関する評価(対象法人12法人)を法人ごとに実施しました(図表2-12-2)。また、今年度の評価から法人の特性を踏まえつつ評価書のフォーマットを統一し、全体評価書において(1)評価結果の総括、(2)評価結果を踏まえた今後の改善ポイントを明記することとしました(参照：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/index.htm(※独立行政法人の評価結果についてへリンク))。

図表 2-12-2 平成23年度に実施した文部科学省所管独立行政法人等の評価結果の概要

1. 平成22年度に係る業務の実績に関する評価の概要

- 文部科学省が主務官庁の24法人*において、「業務の質の向上」、「業務運営の効率化」及び「財務内容の改善」に係る目標の達成に向けて、概ね中期計画どおり又は中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げた。

2. 中期目標に係る業務の実績に関する評価の概要

- 対象法人のうち、文部科学省が主務官庁の11法人* (国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立科学博物館、物資・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立文化財機構、教員研修センター)において、大項目の「業務運営の効率化」、「業務の質の向上」及び「財務内容の改善」に係る目標の達成に向けて、中期目標を達成、あるいは中期目標を上回る実績を上げた。

* その他、内閣府が主務官庁である沖縄科学技術研究基盤整備機構についても、共管部分について平成22年度、平成23年度及び中期目標期間に係る業務の実績について評価を実施した。なお、沖縄科学技術研究基盤整備機構は沖縄科学技術大学院大学の設立(平成23年11月1日)に伴い、平成23年11月1日をもって解散した。

